

使用料及び手数料の適正化に関する方針(案)パブリックコメント実施結果

1 実施状況

(1) 募集期間

令和3年5月7日(金)から令和3年6月7日(月)まで

(2) 計画案の公表・配布

財政課窓口、情報コーナー、まちづくりセンター、各小校区共生ステーション(西、市が洞、北、南)、文化の家、福祉の家、秋ヶ池体育館、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

9人、32件

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。(表中のページ数は、方針本編のページ数)

意見番号	ページ数	意見内容	市の考え方
1	全般	当市は大手事業所が少なく「零細企業」が大多数。全国展開企業があっても「出先機関」。したがって、法人事業税は期待できず、従来は「土地区画整理事業」開発による「固定資産税」、「人口増加」による「住民税等」個人による税収に頼るところが大きい。 景気上昇下落に左右され難い反面大きな上昇も期待はできない。安定収入で崩れがたい。しかし、人口も60千人を超え、増加の鈍化とともに、高齢化が急激に進行することによる税収鈍化並びに「負担増」となるのは必定であります。したがって下記の事項について提言します。 長久手市の本提案は、一般市民への「痛みの共有」が目的であると思われるが、公共施設の利用者、「とりやすいところから取ろう」式の提案に思えるが、本見直し案については、「概ね了承できる」。が、これはこれでよしとするも、今後、さらに一歩踏み込んだ削減案を望みたく思います。 下記の事項について提言します。 ①公共施設の利用料の引き上げ 各種公共施設の利用者に対し、応分の負担を求む。利用料金の20%～50%を目処として実施。ただし、引き上げに際しては「算定根拠」を明確にすることが必要。	今回の使用料及び手数料の見直しにおいて、使用料の算定方法は、施設の維持管理経費として人件費、維持管理費、減価償却費を使用料算出の基礎とし、この経費を使用する施設の面積や時間により按分して使用料の基準額を算出し、さらに、受益者負担割合を乗じて使用料の基準額としています。しかし、実際にこの基準額とするかの判断基準として激変緩和措置を導入し、最大で現在の使用料の1.5倍まで、つまり最大で現在の使用料の50%分までは引き上げを行うこととしています。一方で、算定の結果、使用料の基準額が現在の使用料の1.5倍に満たない場合は、算出された基準額で使用料の見直しを行うことになり、下限は現在の使用料の70%まで引き下げることになります。 こうした統一的な基準を設けて使用料を算定し、受益者に負担を求める以上は、例外的な取り扱いが好ましくないため、算定の結果、現在の使用料を下回る場合も、算出のとおり使用料を見直すことが適切と考えます。
2	—	(前項目に引き続き) ②議員報酬の引き下げ断行 かつて、「町から市へ移行」時において、議員から市にふさわしい仕事に見合う報酬が必要とのことから大幅に引き上げた事象があり、現在の財政状況から「議員自ら率先して」引き下げ実践してもらいたい。 最低5%削減することで年間概ね4,000千円程度減が見込まれる(期末手当等を除く)。ただし、この案は「誰が提案するか」が大きな課題であり、十分な根拠が必要になってくる。	人口減少や、高齢化の進行、施設の老朽化など、本市を取り巻く財政状況は、ますます厳しくなっていくことが想定されます。そうした状況下では、様々な歳入の確保策や歳出の削減策が必要となり、今回ご提案いただいた内容もその一例ですが、本方針案の対象ではないため、一つのご意見として伺います。
3	—	(前項目に引き続き) ③補助金支出の見直し ・シニアクラブへの支援金の調整と会費の引き上げ 年会費1人当たり100円→200円へ引き上げ 並びに支援金の見直し。 ・民生委員・児童委員の予算の見直し 現行一人当たり80千円×67名＝5,360千円 来年12月一斉改選後10名増員予定にて改選後 80千円×77名＝6,160千円…A 一人当たり△5千円すると 75千円×77名＝5,775千円…B A－B＝385千円削減 ※ 毎年概ね300千円程度、市へ未消化分として返還している事実 県下53市町村の民生児童委員の予算を比較するに、かなり恵まれている。大変ありがたいことではあるが、痛みを分かちあう考え方も必要と考える。	補助金の見直しも行政改革の重要課題に位置づけられ、今回ご提案いただいた内容もその一例ですが、本方針案の対象ではないため、今後の補助金の見直しを検討する際の参考とします。
4	P1 (はじめに)	「見直しの主旨」「これまでの経緯」とわかりやすく記述。	「はじめに」の部分を、「見直しの趣旨」に修正します。

5	P2～P3 (使用料原価の算出方法)	適正化…受益者応分負担額 使用料原価…使用料算定基準額(共有スペースは含む) 年間利用状況…過去〇年間平均利用者数	「適正化」については、長久手市行政改革指針でも明記しており、整合性を図るためにも、現在の表現とします。 「使用料原価」については、原価の表現がわかりにくいいため、「算定基準額」と改めます。また、使用料原価には、共用スペース部分も含まれた計算方法となっているため、それがわかる表現方法とします。 年間利用者数は、過去3年間の平均で算定していますので、「年間利用者数は、見直しを行う年度に入手可能な直近3か年度の平均値とします。」という説明を追加します。
6	P2 (使用料原価の算出方法)	・人件費について 全職員(正、臨、パート、派遣など)で算出する場合、変動の可能性があるため、検討の余地あり。行財政改革で人件費削減を柱に目標を掲げて取り組む。 ・原価算出の人件費について 正、臨、パート、派遣に差異(処理については臨、パートでの算出が妥当である。) (参考)人件費算出の基準は床屋さん(理容師)を参考にすることが多い。(時間当たり〇〇円)	人件費の算出について、その積算方法は、各職員の担当業務に応じて、各事業単位で職員人数を割り振ることで各事業に関わる職員の人工を把握し、正職員については職員の年齢や役職などの属性により人件費の偏りが発生しないよう平均人件費を乗じることで算出し、会計年度任用職員分については、職員の属性により大きな人件費の差はないため、実支出額を積み上げ算出しています。 使用料の算出にあたっては、各施設の運営や維持管理に係る全ての経費を使用料に反映させたいと考えます。
7	P5 (見直しの実施時期)	算出基準を明確(見える化)にし、見直し時期においても算定基準を決めておき、定期的に業務基準に沿って標準作業が可能であるものを作成しておく。	各施設毎に算出シートを作成しており、5年おきに決算額や利用実績状況を更新することで算出が行えるようにします。
8	—	これまで、パブリックコメントや、策定委員会は概ねの基準が作成できてからの意見交換や意見徴収があった。基本概要作成前に市民からの意見を取り入れるように改善が必要である。	今回のパブリックコメントでいただいた内容は、市の考え方と整合を図り、方針の中に盛り込むことを想定しています。
9	—	使用料、施設料について主に体育館を利用している団体としての意見です。 改訂されることは、現状から、仕方のない事であると理解できる。 ・改訂される事により、施設の整備や修繕を充実させてもらいたい。現時点で、修理時の案内がない事、説明不足を感じている。 ・キャンセル料を設定する。 ・アリーナは、1時間貸しを希望。 上記のように、利用者の負担を改訂するという事は、様々な要望が出てくる事が明らかであり、今後どう対応してくれるのか、期待するところです。	各施設はこれまでも修繕を実施してきていますが、消費税増税分以外の使用料の見直しがされていないため、こうした修理などの経費が反映されていない状況でしたので、今回見直しを行うものです。 個別具体的な修繕の詳細は今後検討していくこととなりますが、現在の施設を長く適切に使用していくため、各施設の予防的な修繕計画を示した「長久手市公共施設個別計画」を令和2年度に策定しました。今後はこの計画に基づき、施設の改修や更新を実施していくこととなりますが、個別の修繕の内容は予算要求の段階で精査を行いますので、現時点ではお示しできない点をご理解ください。 なお、キャンセル料の設定や木ヶ池体育館アリーナの1時間貸しの設定などについては、今後の公共施設の利便性の向上といった点で使用料収入の増収につながる取組みですので、今後の施設利用を検討する際の参考とします。
10	P6 (激変緩和措置等)	激変緩和措置について 全体の約130件が対象(65%) 激変緩和措置の考え方は理解できるが、体育及び文化各施設ともに、概ね、見直し後の使用料が高い施設ほど上限1.5倍の緩和措置の対象となっている。税負担圧迫解消のためにも、これらの緩和措置対象施設のあるべき算定使用料への是正を早めにするべきと考える。(5年を待たず経過措置を別にとるべき) 財政の健全化、税負担の公平性、受益者負担の平等化を保つ。	急激な使用料の変化は、利用者にとっては負担となり、施設利用者の減少を招く恐れがあり、また、経過措置を設け、毎年使用料を改定することは利用者の混乱を招く恐れがあるため、今回の使用料の見直しでは、激変緩和措置を導入しています。使用料見直しの影響は、1年間では評価できない可能性もありますので、見直しの期間である5年間で、使用料の値上げの影響について評価を行い、次の見直しにつなげていきたいと考えます。
11	P7 (その他)	使用料のみならず、施設全般の運営等に関し、近隣自治体のベンチマークを実施し、原価の低減並びにサービスレベルの向上に努めてほしい。	施設の運営及び維持管理費に係る使用料収入と税負担分の割合の見直しについては、使用料収入の増加と合わせて、運営及び維持管理費の縮減も重要になってくると考えますので、近隣自治体の水準とも比較しながら、見直しを行います。
12	P2～P3 (使用料原価の算出方法)	方針案「基本的な考え方」(1)算定方法の明確化(2)受益者と行政の負担割合の明確化(3)減免適用の厳正化の方向性は支持 一部要望意見 1. 使用料の算出方法: 料金改定ごとに施設毎の基準・割合を開示 特に人件費は各施設毎ではどのような基準・割合なのか明示が必要と考えます。	人件費の算出について、その積算方法は、各職員の担当業務に応じて、各事業単位で職員人数を割り振ることで各事業に関わる職員の人工を把握し、正職員については職員の年齢や役職などの属性により人件費の偏りが発生しないよう平均人件費を乗じることで算出し、会計年度任用職員分については、職員の属性により大きな人件費の差はないため、実支出額を積み上げ算出しています。 その他の経費についても、決算書や公会計に係る財務書類のうち固定資産台帳などの資料から経費を算出しています。最終的な算出資料のホームページ等での公表は行わないこととしますが、各施設の所管課窓口では開示を行い、経費の説明を行います。

13	P3 (受益者負担割合の設定)	2. 受益者負担割合:「市場的／非市場的」の区分 「民間にはあまりないサービス」「民間にもあるサービス」は受益者にとっては不明確 民間とは市内での範囲なのか、市外も含め近隣市町とするのかで結果が異なります。 この提案は個人限定での利用を目的にされたのではないのでしょうか。当スポーツ協会での活動は年1回以上の市民大会をはじめ、教室開催など年間をとおした活動が中心です。スポーツ施設の利用は当スポーツ協会の加盟団体が大半を占めている施設が多いと思われます。一例ですが、市内に民間のテニスクラブがありますが、基本的にレッスン受講生での利用であり、個人にコート貸しはしておりませんし、大会に必要なコート面数もありません。その他の競技でも、当スポーツ協会で活動できるような民間施設はほぼ無いのが現状です。一方、文化の家でも市内には同様な規模をもつ民間施設はないのではないのでしょうか。これらのとおり、民間にあるなしでの区分は曖昧であり、不明確であるので、明確化する目的に相応しくない基準と考えます。	使用料の算出にあたっては、施設の運営及び維持管理に係る経費を全て利用者の負担にしては、行政が公共性という観点から関与する部分が加味されず、利用者の負担が大きくなってしまふことが想定され、利用者にとって不利益となると考えられます。そのため、こうした行政の関与の度合いを反映させ、利用者の負担を軽減することを目的に、公共性と市場性といった視点から行政の関与の度合いを評価し、受益者の負担を決定するため、このような評価基準は必要と考えます。 しかし、ご指摘のとおり、「民間にはあまりないサービス」か「民間にもあるサービス」かの判断基準は、民間にもあるないの基準で単純に区別されるものではなく、個々に状況判断しないと、行政の関与の度合いが適切に評価できない部分があります。そこで、本方針案で検討した評価基準を例示します。なお、文化施設についてはパブリックコメントなどの意見を踏まえ、見直しを行います。 こうした判断基準も、5年に1度の使用料の見直しの際に、社会情勢の変化などを受けて見直しを行います。 (「民間でもあるサービス」と判断する場合) ・市内外問わず、実際に民間でも同様のサービスが提供されており、収益性が認められると考えられるもの(トレーニングルーム) ・貸施設といった行政が提供するサービスと全く同一条件ではないが、民間で教室の実施などに合わせて一部貸室として利用できるもの(テニスコート、卓球室) (「民間にはあまりないサービス」と判断する場合) ・一部民間でも同様のサービスが提供されているが、事業規模、事業内容により、広く一般にサービスが提供されているとは言いがたいもの(体育館、グラウンド、ホール、音楽室、美術室、食文化室など) ・市内の範囲で必要なサービスが提供されることが求められるが、収益性が小さいなど、市内での提供が期待できるとは言いがたいもの(会議室、公民館など)
14	P6 (激変緩和措置等)	3. 減免の規程:受益者負担率と減免で二重の減免防止とあるが受益者負担率100%の場合には二重の減免にあたらない。 今回の適正化の一つ「減免適用の厳格化」とありますが、平成14年4月1日から施行された「長久手市体育施設設置及び管理に関する条例・規則」に係る使用料の減免の取り扱いについて(内規)があり、随時変更はあったものの厳格に守られ、運用されてきたのではないのでしょうか。ここには、事細かくそれぞれの減免対象団体が明記されて運用されていると思います。今回のご提案では免除の基準を単純化し、市が事業を主催、共催する場合に限定され、「主な免除の基準」が示されました。それ以外は、「活動の公共性やこれまでの経緯を勘案して、使用料の1/2程度を上限に減額を行うこととします。」となっています。 これまで先の条例・規則「減免の取り扱い」(1)使用料を全部免除する場合のイ)市から「スポーツ振興」を目的として補助金の交付を受けている団体(長久手市体育協会・現スポーツ協会)として100%免除の適用を受けてきました。その他、青少年健全育成を目的とする団体70%、その他は50%の減免があります。 これらには長年にわたる活動および行政のスポーツ振興を目的とした実績からのことであり、今回ご提案されている「活動の公共性やこれまでの経緯」に、上記条例(1)イ)にあたる長久手市スポーツ協会主催事業(加盟団体と共催する大会含む)については該当するものと考えますので、原則の例外としての「使用料の1/2程度を上限に減額」を要望します。	ご指摘のとおり、受益者負担割合が100%の施設については二重の減免とはなっていません。一方で、受益者負担割合が50%の施設については、二重の減免となっていますが、こうした状況下でも、公共性のある活動については、市民協働などの観点から一般利用とは区別して使用料を徴収する必要があると考えます。 なお、公共性の判断については、画一的な線引きが難しく、最終的には現場でその都度判断することになりますが、これまで減免を受けてきた活動については、既に公共性がある事業であり、引き続き使用料の減額を受けられるものと考えます。
15	P1 (基本的な考え方)	適正な負担割合を「明確化」することは困難だと考えるので、「(2)・・・設定します。」の後に、「なお、本方針の見直しにあわせて、この負担割合も見直します。」を加える。	ご指摘のとおり、負担割合の「明確化」は表現として適切ではないため、見出しの「受益者と行政の負担割合の明確化」を「受益者と行政の負担割合の設定」に改めます。

16	この方針案の全体の特徴を一口に言うなら、経済的新自由主義の色彩が濃く表れている。政府（この稿では国家政府と自治体政府を指す）が整備した、社会インフラなどの資金を回収する方法は、3通りある。いくつかの方法が組み合わせられることが多い。 第11に税収で回収する方法、 第21に市場へサービス・商品として売り、その料金によって回収する方法、 第31に行政財産・公の施設の使用料や特定の者のためにした手数料などによって回収する方法である。 ところが、使用料・手数料などを具体的にどのようにして、どの水準に決めるか。いまだに基本的な考え方は確立されていないという問題がある。地方公営企業法に「適正な原価」などの原則が定められている地方公営企業においてさえ、その「料金」（公の施設の「使用料」であるとされている）をめぐる政策論争が続いている。同法は「公正妥当」「能率的な経営」「健全な運営」などの原則をあわせて求めているが、解釈や運用に幅があるからである。 この方針案は、基本が確立されていない使用料・手数料の考え方に、市場的な原理を持ち込む、つまり市場での料金に近い性質を持たせようとする新自由主義的なものである。 新自由主義という言葉には多くの意味が含まれると言われるが、私は、その特徴の一部を以下のように考える（あくまでも私見）。 第11に、社会の共同性を維持するための資本、手段、用益、基礎条件などを軽視し、またこれらが市場で供給されることを重視すること。 第21に、この市場が、道徳にしたがって自由に競争しあう健全性を持っており、また「市場の失敗」や取引費用等のムダは起きないと、まったく現実的でない仮定をしていること。 第31に、この市場の外部に政府、共同体・集団、また自然環境があるが、これらの役割や機能を軽視し、これらの機能を市場機能に代替させ、また市場原理に従属させようとする。 第41に、この市場を構成する諸個人が、合理的に選択できる判断力を持ち、強い自己責任感を持ち、均質で対等な存在であると、あり得ない仮定をしていること。 一部しか読んでいないが、他の自治体の類似の適正化方針にも、上記の特徴が現れている。この背景には、政府がすすめた行政改革が、新自由主義の理念を実現しようとしたものだったので、他の自治体の多くが、無批判にこれを受け入れてきたからであろう。 しかし、今日では各国で、グローバルに拡がった新自由主義は批判され、政治的にも転換が起きている。いまだに国の政策が新自由主義から脱却できない日本は、周回遅れとなっているのではないか。 長久手市の方針案も、他の自治体の先行事例を大いに参考にしていると思われるが、時代の変化を読み、批判的に参考にすることが求められる。	町政施行以来、多くの公共施設を整備し、市民に安価に提供してきました。しかし、中期財政計画に示しているとおり、今後の財政運営の状況は決して楽観視できるものではなく、今後、公共施設の運営や修繕に係る費用を全て税金で賄っていくことは不可能ですので、市民の皆さんにも一定の負担を求めることは必要と考えます。 方針案の作成にあたっては、他市町の方針を参考にしたり、近隣の市町にヒアリングを行ったりして、作成しました。基本的な考え方は、各施設の専用する部分に応じた経費を算出し、公共性の観点などから利用者に負担いただく割合を設定し、使用料を算出するものです。利用者の過度な負担とならないよう配慮しながら、投入する税金の妥当性も説明できるような方針とします。
	減価償却費は原価に算入しないこととし、関連箇所を修正する。 減価償却費の考え方について 「公会計改革」なるものが進み、政府が整備した社会資本（社会的共通資本、社会インフラ、公共財など用語は分かれる）の整備費（ストック・借方）を、後年度へ平準化し、減価償却費（フロー・借方）として、各年度のコストへ算入する考え方が広がっている。歴史的に形成されてきた、政府の財政・税制・会計のしくみを、民間基準の会計制度に置き換えようとする試みである。 しかし、これは社会資本（ストック・借方）が生みだす便益（直接的・間接的便益、社会的便益）を、収入あるいは剰余金（貸方）として算入する会計処理がなされないという、片手落ちな考え方である。つまり減価償却費という費用（借方）だけ算入して、便益（貸方）は算入しないという方向で進んでいる。 会計学的には、また理念的にも、これはオカシイのではないか。政府は、人々のために便益を産出するために存在している。たとえば長久手市の職員は、人件費（借方）のかかるコストとだけ見るのではなく、便益・サービス（貸方）を産出する存在として見なければならない。この便益を算入しない会計制度によって評価すれば、つまるところ民間会社と政府と変わりはなく、官・民どちらの法人でもよいことになってしまう。それが公会計改革の真の狙いであるだろうが。 公会計改革への批判は、この稿ではさておき、受益者負担額の算出の問題に絞る。 方針案が、受益者負担額の算出に当たって、ストックを減価償却費（フロー・借方）として算入するのであれば、ストックが生みだす便益（貸方）も何らかの方法で計算して、社会資本の原価（借方）から差引した（「圧縮」した）後の残額を基に、受益者負担額（フロー・貸方）を検討するべきである（残額がゼロ以下なら無償とする）。	減価償却費の取り扱いについて、本市でも複式簿記の考え方で整理された公会計の整備を平成28年度決算から行っており、これに加えて、市の全ての資産を整理した固定資産台帳を整備しました。この台帳を整備したことで、各公共施設の減価償却費が正確に把握できるようになり、施設の整備に係る費用が適切に把握できるようになったため、使用料への算入が可能となりました。 公会計の活用事例として、総務省では、減価償却費を含めたフルコストでの施設の維持管理経費を使用料に反映する事例が示されており、近年では、使用料の見直しの際に、こうした民間的な考え方で、減価償却費を含めて算定を行う自治体が増えてきています。 しかし、ご指摘のとおり、全て民間と同様の考え方としては、行政が役割を担う意義が薄れてしまいます。では、状況が全く民間と同様かというそうではありません。現状では、公共施設の維持管理費の全てを使用料で回収しているわけではなく、大部分は税金で賄っています。今回の見直しの方針においても、使用料算定の基礎額は、公共施設の全ての維持管理費を使用する面積や時間に応じて按分した額として実費相当分と考えられる額となっており、これに受益者負担割合乗じて使用料を算出しますので、施設の利用率を100%としても経費の回収率は、公共施設全体で維持管理費に対して55%程度となります。また、今後、施設の老朽化の進行に伴い改修に係る費用の増加も見込まれ、そうした経費を使用料に反映させるためにも、減価償却費の算入は必要になります。 利用者の過度な負担とならないよう配慮しながら、投入する税金の妥当性も説明できるような方針とするためには、ある程度民間的な考え方も取り入れ、施設の運営や維持管理に係る全ての費用を算定の基礎とすることが妥当であると考えます。

17	P2 (使用料原 価の算出 方法)	ところが、便益の算出・計算は、実務的には困難が多いという難問がある。便益のストックの算出でさえ大変である。まして簡易な方法で適切なフローが算出できないのである。 したがって、実務的に貸方が簡易に算出できないのであるなら、受益者負担額の計算に当たっては、減価償却費(借方)も便益(貸方)も、双方を計上しない算出方法が妥当である。 なお、公会計をどうしても複式にしたいというならば、資本整備した時点(予算計上された年度)で現金支出されたことをもって、単純に現金ベースで借方に計上されていると考えれば良い。もし財源として公債を発行し、それを元利払いしているなら、それぞれ該当の借方、貸方に計上すれば良い。 繰り返すが、実務的に貸方が簡易に算出できないからという理由で、借方の減価償却費のみ計上するというのは、誤りである。 以上は、主に会計学から見た問題点であるが、減価償却費の公会計への算入には、以下のように多くの視点から疑問がある。 まず、資本費を料金によって回収する方法はどうか。社会資本を整備すれば、住民の生活や、企業の活動にプラスになる。しかし、これは誰がどれだけプラスなのか特定できない(非排除性がある)ので、利用料金によっては回収しにくい。だからこそ、政府が税で整備する。たとえば公園を有料にするには、ゲートをつくり排除できるようにしなければならない。なお、リニモが典型であるが、利用者が特定される市場であっても、収入(運賃)でインフラの資本費を回収することはなかなか難しい。 次に、財政の基本であるが、税で社会資本を整備し、税で回収するという方法はどうか。では料金による回収ではなく、税による「回収」とは、どういう仕組みか。 社会資本が整備されれば、将来経済が発展し、まちの魅力も高まって人口が増え、税収が増える可能性がある。日本はこの機能をうまく回転させて、おおいに発展してきた。 だが、地方自治にとっては、現状の日本の自治体財政・税制には、社会資本への投資による便益を、税収として回収するしくみが、十分に整っていないという問題がある。地方財政が苦しくなる根本的な理由である。しかし、だからと言って、これを受益者負担に求めるのは、あまりにも安易であろう。税制の不備の問題は、税制で解決するべきである。 税制でどういう方向に解決するか。横道へ寄るが、使用料・手数料は、税制としては所得に対して逆進的である。つまり、使用料・手数料は安い方が、経済的弱者のために一般論としては望ましい。理想的には、社会資本の投資の回収は、税の負担力に応じた累進的な税制で解決するべきだと考える。 本題へもどるが、かつては社会資本の整備による経済や人口への効果が、顕著に現れた。しかし、今日の日本ではこうした現象は生まれにくくなっている。むしろ人口減少、老朽化、自然災害などによって、ストックの維持が困難になりつつある。都市のコンパクト化・ネットワーク化、縮小化が、根本的な解決策として求められている。 長久手市のまちづくり・都市計画では、コンパクト・ネットワーク化の方向で、大筋では進められてきた。長久手市では、今の日本では例外的に、社会資本の整備にともなう経済成長・人口増という現象が起きている地域である。インフラへの投資が、税収として回収されつつある。さらに着実にこれまでのまちづくり(本来の意味でのまちづくり)を進めることにより、ストックの維持が可能な自治体である。 100億円を悠に超える規模となった税収を都市の維持にいかにも有効に使うかが、長久手市政の最重要課題なのであって、減価償却費も算入した使用料という小手先の収入増は、ナンボの話になるのか、リアルに考えてほしい。つまり、減価償却費の算入云々という些末なことはどうでもよい(やる必要がない)のであって、大局的な都市整備・運営の戦略に、職員の人的エネルギーを使ってほしい。
----	----------------------------	---

18	P3 (受益者負担割合の設定)	「(2) …公平性・公正性を損なうことになります。」の後の文を、「ただし、公平性・公正性を評価する一般的な基準は確立されているとは言えないため、当面会議室、集会室およびその他施設について、(「そこで、」を削除)各施設のサービスの…略…下図のように(「4つ」を削除)9つの領域に分類します。」と修正する。この修正の主旨にしたがい、p3以下の文章・図を修正する。	ご指摘のとおり、「市民生活に必要な不可欠な施設」か「個人が選択的に利用する施設」か、「民間にはあまりないサービス」か「民間にもあるサービス」か、の判断基準は、使用する人が限定されるされない、民間にもあるないの基準で単純に区別されるものではなく、個々に状況を判断しないと、行政の関与の度合いが適切に評価できない部分があります。そこで、本方針案で検討した評価基準を例示します。なお、文化施設についてはパブリックコメントなどの意見を踏まえ、見直しを行います。 こうした判断基準も、5年に1度の使用料の見直しの際に、社会情勢の変化などを受けて見直しを行います。 (「市民生活に必要な不可欠な施設」と判断する場合) ・義務教育施設のように行政の責任で設置するもの(学校) ・社会保障の観点から行政の責任で設置するもの(福祉施設、保育施設) ・不特定多数の市民が必要とするもの(公園、図書館など) (「民間でもあるサービス」と判断する場合) ・市内外問わず、実際に民間でも同様のサービスが提供されており、収益性が認められると考えられるもの(トレーニングルーム) ・貸施設といった行政が提供するサービスと全く同一条件ではないが、民間で教室の実施などに合わせて一部貸室として利用できるもの(テニスコート、卓球室) (「民間にはあまりないサービス」と判断する場合) ・一部民間でも同様のサービスが提供されているが、事業規模、事業内容により、広く一般にサービスが提供されているとはいえないもの(体育館、グラウンド、ホール、音楽室、美術室、食文化室など) ・市内の範囲で必要なサービスが提供されることが求められるが、収益性が小さいなど、市内での提供が期待できるとはいえないもの(会議室、公民館など)
19	P4 (受益者負担割合の設定)	下段の分類Ⅰ～Ⅳの説明中の例から、「文化施設」を削除する。文化施設は、外部効果が大きい施設であり、積極的に自治体がサービスを提供することが望ましいため、削除する。 なお長久手市には民間美術館や博物館が何か所か立地しているが、広域的なマーケットをもった施設がたまたま長久手に立地している事例や、飲食店のインテリアや工房の公開を発展させたというべき事例などであり、自治体が生産する文化施設サービスを代替する性質まで持つとは言えない。 またテニスコートについては、修正意見とはしないが、長久手市の場合は民間テニスコートが2カ所ほど立地しているが、たまたま長久手には需要が多いので立地しているというべきで、一般的に民間施設がどこにもあるサービスとまでは言い切れない。	文化施設については、民間でもあるサービスと整理を行っておりましたが、再度検討を行い、ホールなどの大規模な施設は、名古屋市内にいくつか類似の施設がありますが、企業の社会貢献の一環という要素も強く、広く民間で実施できるとは必ずしも言えないため、体育館やグラウンドと同様の整理を行います。また、舞踊室や美術室、食文化室は、市外には代替施設が見受けられますが、市内にはそのような機能はないため、会議室などと同様の整理を行います。

◎上記2項目の意見理由

「受益者負担割合の設定」の考え方について

この項には、新自由主義的な考え方が色濃く現れている。

ア 必需的－選択的という評価軸について

「方針」は、「必需的サービス－選択的サービス」という評価軸を導入しようとしている。

個々人にとって「必需的か－選択的か」という評価軸は、新自由主義が持ち込んだ評価手法である。この何十年か、行政だけでなく、研究レベルにも浸透してきたことは、認めなければならない。

この評価軸では、個人が均質的で抽象的な存在としてとらえられている。諸個人が均質的で、自由に選択・行動できるという架空の前提があるから、必需的か選択的かという評価軸が成立する。人間とはそもそも不均質、不平等であり、自由に行動できない、合理的でいられない生きものであるということを認めない評価軸である。人それぞれに必需的か選択的か違うという、あたりまえのことがこの人間観からは抜けている。つまり、この評価軸は、諸個人が、合理的に選択できる判断力を持ち、均質・対等で自由な存在であると仮定する、新自由主義的人間観を端的に表している。

世の中には、経済的・身体的・社会的な強者と弱者が存在する。決して均質、対等ではない。保育園が必需的か選択的か、具体的に考えれば分かるではないか。近年日本においても、近時コロナ禍においてはさらに、格差の拡大が進んでいる。また一方では、少数者や弱者にたいする尊厳の大切さが認知されるようになっている。新自由主義的人間観にたいして、疑問が持たれるように変化している。「弱い者」が新自由主義的な市場機能で守られることは期待できないから、だからこそ政府と社会が弱者を守らなければならない。誤った人間観に立つこの方針案は、一般的な評価軸としては採用するべきではない。

「みんなそれぞれ違っていいのだ」という人間観に立てば、「必要不可欠なサービス」か「選択的に利用するサービス」かは、一概には決められない。ある人にとっては選択的であっても、別の人には必需的であるというのは、それが客観的な条件であれ、主観的な嗜好であれ、アタリマエではないか。したがって、必需性－選択性を二分割するという機械的な「分類」は、普遍的な人間観からは、認められない。

ただ実務的に窓口において、個々人ひとりひとりの必需性－選択性を判定することは、現実的でない場合もある。もちろん、介護の現場、保育の現場、そして近日はコロナ危機の現場などにおいて、きめ細かな判定が行われている。使用料の決定においても、できるかぎりそれぞれの事情を考慮した判定が必要である。

したがって、このような個々の事情の判定が実務的に困難な場合に限って、必需性－選択性のある程度デジタルな区分にたよることも認められるだろう。

しかし、それにしても必需か－選択かを2分割するというのは、あまりにも乱暴である。せめて、その中間、どちらとも決めかねるという領域を認める方が、現実的ではないか。

イ 市場的－非市場的という評価軸について

はじめに。この項の記述は、「市場」という言葉と「民間」という言葉を、適切に区別せずに混在させている。

しかし、市場において民間企業と公的企業(場合によっては行政組織自身)とが並存してサービス供給することは、いくらでも事例がある(たとえば保育園など)。また、近年は「公的企業」の形態も多様化し、「民間企業」との差異も明確でなく、連続的な違いになっている。資本上の関与、あるいは人的に関与する「公的企業」に加えて、近年は契約上官民が癒着してしまうことも少なくない。逆に、これまでは政府の領域と考えられてきたサービスが、民間企業によって担われることも増えている。指定管理、コンセッション方式などが好例だろう。

したがって、以下の記述は、市場内部か市場外部かについて述べることで、事業者が「民間」であるかどうかは、この方針案では「市場」と同義で使われていると理解して進める。

(ア) 市場内部の問題や変化を無視した評価軸

「方針」は、「市場的サービス－非市場的サービス」という評価軸を導入しようとしている。

「公平性・公正性を損なうこと」(p3)のないようにどうするべきかという、この方針案の問題設定は正しい。

しかし、公平性・公正性の評価は、まずは政治の問題である。あるいは法・規範の問題であり、政府がその決定と執行を担っている。公平・公正の根拠を市場に求めることこそ、まさに新自由主義である。市場は、公平・公正を実現するために機能するとは限らず、多くの不公平・不公正を生み出している。

そもそも市場内部で、経済的にも望ましい形で、需給が均衡するわけではないことは、教科書レベルで出てくる話である。どんなに善良な人びとであっても、合理的に判断する経済人の市場での行動は、公平・公正な状態で均衡しない。「市場の失敗」が起きる。また市場は、社会的にも環境的にも、公平性・公正性を実現しない。だから、政治が政府を動かし、政府は法令・規範の力で、公平・公正を実現しようとしてきた。

ただ、政治や政府の弊害もある。たとえば官僚たちは、法令上の根拠もあやしい要綱や通達や前例などを振り回して(失礼)、公平・公正を体現しているかのようにふるまってきたではないか。そして非効率的な「政府の失敗」を起こしてきた。

この議論は、切りがないのでここまでにする。以下、「市場」云々が評価軸として使えるかどうかのみ指摘する。

「市場的サービス-非市場的サービス」という評価軸は、市場内部の状況を考慮していない。市場でどのようなサービスや商品が、どの程度供給されるか否かは、市場内部の状況や条件によって変化し続けている。つまり、つねに動的・個別的に変化しているのであり、固定的・理念的にデジタルに区別できる性質はもっていない。繰り返すが、「民間でも同様に提供されている又は提供可能」かどうかは動的であり、固定的・理念的な評価軸にはなり得ない。

たとえば、市場が急速に成長している場合(例:2年前までの観光バス)は、新規事業者(大半が民間)が次々に参入する。しかし、市場が衰退している場合(例:乗り合いバス)では、事業者は次々と撤退し、あるいは低コストの海外に資本が移転し、ついには市場ではサービス等が提供・生産されなくなる。仮にそのサービス等が、まさに社会的に「必需的」であるならば、政府は市場に介入し生産を維持しなければならない(例:コミュニティバス)。

たとえば、スケールメリットが大きいサービス等であれば、大量に供給できごく少数の事業者が市場を支配し、やがて中小の事業者は駆逐されてしまう(例:大型ショッピングセンター)。このような状態は不健全な市場であり、たとえ「民間」事業者(大型SC)がサービス等を提供しているからといって、市場を放任してよいことにはならない。政府は市場に介入し健全性を維持しなければならない(例:地域商店街への支援)。

たとえば、初期投資がきわめて大きなサービス等であれば、「民間」事業者が参入しない場合がある。投資の回収に時間がかかり、リスクが大きいからである。かりに少数の事業者が参入し、事業に成功したとしても、容易に独占状態が生まれ、不健全な市場になってしまう(例:電力事業)。したがって、まさに社会的に必需的なサービス等であれば、政府がリスクを負って初期投資し資金回収するか、あるいは税負担する社会資本として整備・建設する政策などが必要になる(例:大災害時の電力)。

たとえば、消費者の「悪い」欲望・需要でなりたつ市場に、サービス等を供給する「民間」事業者が存在するからと言って、政府・社会がこれを放置してもかまわないことにはならない。市場に直接介入・規制するか、あるいは「良い」需要を奨励し、供給者を育成しなければならない。文化・芸術が好例であるが、政府が率先して「良い」文化・芸術を供給し、支援しなければならない。

他にも市場を評価軸にできない現象は、いくらでも挙げられる。供給者に高い専門性が求められる市場、法制度などの制約が強い疑似市場、地理的自然的条件が強く働く市場、さまざまな理由により広域で形成される市場など、まだまだ挙げられる。

長々と連ねたが、市場で供給されやすいサービスであるか否かに従属させて、政府の役割・機能を判定しようとするこの方針案は、市場を政府の上に置く、新自由主義的な評価軸である。書き連ねたように、政府は、市場を健全に機能させるために、積極的に介入する役割を果たさなければならない。

(イ) 市場外部への効果を無視した評価軸

a 環境への効果の無視

市場で供給されやすいサービスかどうかで政府の役割・機能を判定すると、市場の外への外部効果(外部性)が考慮されないことになる。近年SDGSが重視されるようになったが、17ゴール・169ターゲットとは、言い方を変えれば、市場を中心に考えるのではなく、経済-社会-環境という三つの側面から世界を考えようという目標である。この環境と社会が、市場の外部に、ただし市場と切り離せないものとして存在する。

政府もまた市場の外に存在する。新自由主義は、政府は市場をできる限り制御・介入するべきではない、むしろ政府機能を市場に委ね、市場の評価(主権者の評価ではなく)に政府は従うべきであると、主張する。しかし、政府の役割のひとつは、経済-社会-環境を総合的にコントロールすることだと言える。近年世界では、市場に政府が制御されるのではなく、政府は市場機能を制御して環境-社会を改善するべきだと、考え方の大きな転換が起きている。

一方、排出権取引など、市場機能を利用して環境を改善しようとする努力が続いている。環境配慮に熱心に取り組みながら、同時に経営的にも成功する企業も数多く生まれてきた。このように成功した企業では、環境配慮的か環境非配慮的かという、市場外部への効果に責任をもつ姿勢で、経営判断しているのだろう。ただし、排出権取引制度の創設や、公害企業の規制など、政府が市場機能をコントロールしていることを忘れてはならない。

まさに民間企業でさえ環境や社会への効果を重視し、経営と環境と両立させようと努力する時代に、「市場的－非市場的」と対立的にとらえた判定基準を、「適正化」と公言する自治体（政府）とは、いったいなんだろうか。

b 社会への効果の無視

政府の役割を、市場で供給されやすいサービスかどうかで判定すると、社会への外部効果も考慮されないことになる。社会への外部効果が考慮されないとうなるか、結末をごく単純に言えば、社会に不均衡、不平等が発生する。さらに単純に言えば、強い者と弱い者の格差が広がる。

福祉国家というひとつの理念からいえば、政府は弱者のために存在する。コロナ危機が好例である。なぜワクチン接種などの費用を、政府が負担して対応しなければならないのか。コロナ危機では、り患した（あるいは、り患しないようにする）個人の市場における負担（治療・予防等）だけでは収まらない、巨大な社会的損害（外部効果）が発生するからである。治療費をだせない貧乏な患者を放置してはならない。

福祉国家論に立たなくても、政府の機能・役割は明らかである。公共的な財や資産（公共財・準公共財）は、外部効果が大きく、皆で使うもの（非排除性、非競合性があるもの）だから、市場に任せるのではなく、政府が供給した方が、世の中はうまくいく。しかし、純粋に公共財であると言いきれるものは、国防や空気など実は少ない。公共財であっても多くは市場で供給することが不可能ではない財である。水道の水を飲むか、ペットボトルで売っている水を飲むかである。近年では、国防や空気とさえ、市場化が始まっている。

ここで問題は、公共的財なのか私的財なのかという議論は、学問上の議論であって、これを実務的に区別することは、実は容易ではない。たとえば、公共財とされるNHKの電波にスクランブルをかけて私的財に変え、市場化することは、技術的にはいとも簡単である。そのように主張する政党もある。

市場的サービスか－非市場的サービスかというのは、胸をはってデジタルに区分できる基準ではない。

たとえば、学校教育・社会教育や文化や知識が好例である。教育や文化的教養は、その成果が個人に属するという点では、私的財である。しかし、資源のない日本は教育水準の高さによって発展したといわれるように、高い公共性を有する。だから学校教育はすべて無償化されるべきである。社会教育にも力を入れるべきである。

文化的水準が高い国では、国民生活は「豊か」で、国際社会でも尊敬される。江戸時代の末期に日本・日本文化への評価を高めた、ジャポニズムが好例である。逆に、文化的水準というか、自由な多様な文化の発展（それが何かを批判する内容であったとしても）を認めない国は、人々の生活は「豊か」ではない。さらに国際社会で高く評価されることはない。日本国内の各地域で育つ文化も、同じように外部効果を生みだしている。

だから、教育や文化などは、社会に大きな外部効果をおよぼすという意味で、高い公共性を有するから、政府はこれを積極的に支援しなければならない。

しかし一方では、私立の学校、研究機関、文化施設が存在する。教育も文化もその一部は、市場でサービスが供給されているという実態がある。たとえば私学のように、高負担であったとしても、ある理念や目的をもつ教育を望む人々がいるからである。これら私立の施設は、それぞれの特有の目的や事情があって存在する。

だから、このような特有の目的や事情を無視して、市場でサービスが供給されているかどうかで判断する教育政策や文化政策は、誤りである。なぜ誤りなのか。一般的な基準として、市場でサービスが供給されているかどうかを評価基準にすると、教育や文化などのように外部効果が高いサービスであっても、財政危機を理由として、できるかぎり市場に委ねることが適切という方向になってしまう。仮に政府が供給する場合であっても、極力受益者負担させることが適切という方向へ向いてしまう。このような方向に、政策は向かうことになる。文化を享受したければ、金を出せという方向である。これはまったくの新自由主義である。

以上をまとめると、市場的サービスか－非市場的サービスかの区別は、ごく実務的な限定的な範囲でのみ、評価基準としてもちいることが可能である、としか言えない。一般的な基準として導入することは誤りである。

		それにしても、デジタルに2区分してしまうのは乱暴である。せめて、その中間、どちらとも決めかねるという領域を認める方が、現実的ではないか。 2-3「受益者負担割合の設定」の考え方の修正 以上述べたように、「受益者負担割合の設定」を、理念的・固定的な基準として設定することには、強い疑義が残る。やむをえず実務的に必要な場合に、ごく限定的な範囲の公共施設の使用料等について、暫定的に用いる考え方として考えることが限界だろう。 そのような実務的、限定的、暫定的な基準として、「選択的・必需的」「市場的・非市場的」という評価軸を用いるとしても、2区分では実態に合わない事例が多い。常識的にどちらとも言い切れない施設が存在する。連続的・多段階に考えるべきであるが、便宜的ではあるが、暫定的に3区分とすることも考えられる。	
20	P6 (減免の規定)	下3行「主催、共催」を「主催、共催、後援」とする。現状では、後援名義を得るのに煩雑な手続きを課しているにもかかわらず、減免対象としないのでは、後援名義の実態がともなわない。仮に「など」に後援は含まれるものと解釈すると、かえって例外の範囲をあいまいにしてしまう。	本方針で例示した免除の基準の基本的な考え方は、市が市の事業で使用する場合や、国や県、教育機関などの公的な機関が行政目的で使用する場合など、行政が直接使用する場合に限定するというものです。一方で、減額の基準の考え方は、行政が直接実施せず、市民や各団体が実施する公益性が認められる活動について減額を行うもので、これについては明確な基準を本方針には記載しておりませんが、各事業の内容や、これまでの状況などを勘案して、その都度判断します。
21	—	方針(案)をHPで見ることが出来ない市民への広報について説明会に参加しなかった市民にも希望すればもらえるようにして欲しいです。 各会場には数部置いて自由に持ち帰ることが出来るようにして欲しいです。現状は、各閲覧場所は閲覧するだけで持ち帰ることができないようになっています。 内容を理解して意見を書くためには(案)を家へ持ち帰りじっくり読みたいと思います。 多くの市民への広報と意見を集約するための方策が不十分と思います。	意見募集に際して、配慮が足らなかったことに、お詫び申し上げます。今後は、多くの方に関覧し、ご意見をいただけるよう、ご指摘内容にも配慮しながら意見徴収を行います。
22	P1 (はじめに)	1「はじめに」の下から3行目 「昨今の社会情勢…」の社会情勢とは何か?具体的に示して欲しいです。	使用料の算定に係る部分として公共施設を取り巻く状況についてですが、維持管理に係る経費が増加傾向にあります。これは主に、業務委託費の増加などによる維持管理費の増加や、公共施設の老朽化に伴う改修費などの増加が要因となっています。方針ではそうした内容を盛り込むこととし、「維持管理費の増加や、公共施設の老朽化による改修費用などの増加など、」と追記します。
23	P1 (受益者と行政の負担割合の明確化)	2「基本的な考え方」の(2) 市の負担軽減が前提の内容になっていますが、以下の点で疑問です。 ▲市の財政がそんなに赤字なのか?疑問です。 そもそも行政の役割は、所得を再配分して住民サービスや福祉の向上を図ることだと思います。 長久手は財政が健全で国から地方交付税をもらわない自治体と聞きます。他の自治体との横並びという理由だけで、市民に負担を強いるやり方には反対です。	今回の使用料及び手数料の見直しの目的は、使用料算定の統一的な基準を設定することで、利用者に負担いただく部分を明確にし、それ以外の税金などがかなう部分の妥当性を説明していくといった点にあります。公共施設の維持管理に係る経費は増加傾向にありますので、こうした部分も使用料に反映させるため、施設を利用する方には一定のご負担をお願いすることになりますが、そうして生み出された財源を、他の公共サービスの充実に活用することになります。

24	P3 (受益者負担割合の設定)	使用料・手数料の抜本的見直しに当たって、受益者負担が導入されようとしていることに、懸念を覚えます。さらに受益者負担の適正化の根拠として、「サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平化を確保するため」と、まるで両者の間に大きな不公平感が存在するような記述にも違和感を覚えます。 あるサービスや施設を利用するかしないかは、その人の年齢や環境など様々な要因に左右され、決して一律に利用する・しない(必需的・選択的)に二分されるものではありません。例えば保育園や給食に関するサービスは若い子育て世代には必需的サービスですが、子育てが終わった世代にはそうではありません。一方、例えば介護や介護予防に関するサービスは、高齢者にとっては必需的サービスです。障がいがある方々はその障がいの程度や内容において、必要とするサービスが異なります。 自分が利用しないからといって、安価に又は無料でサービスを利用できる人がいるのは不公平だ、と声高に言う人は少ないと考えます(全くいないわけではないでしょうが)。人は均一ではありません。異なるそれぞれが、必要に応じて必要なサービスを受けられる、それが行政によって保障されていることが大切だと思います。子どもや妊産婦、高齢者や障がい者など、いわゆる社会的弱者が安心・安全に暮らせるよう必要なサービスを提供することが行政の役割であり、福祉政策のあるべき姿と考えます。 各区分の受益者負担割合(4ページ)で、サービスを、必需的・選択的、非市場的・市場的に区分しています。こういった区分けが可能なのは、人が均一で、みなが公平・平等な状態にあることが前提と考えます。実際には前述したように、人は均一ではなく、社会的強者と弱者は存在するのです。年を取れば誰もが社会的弱者になります。行政が行っている様々なサービスや施設を無理に4つの区分に分けて、どのサービスがどの区分に属するのか仕分けののでしょうか。到底費用対効果が上がるとは思えません。 施設の使用料に対する市民アンケートの結果を見ても、回答者は大づかみに判断されていて、上述した必需的・選択的などの区分(発想)を窺わせるものではありません。 なお、分類の中で、文化施設などはⅣの100%受益者負担に分類されています。「文化の家」は、100%受益者負担、やがては指定管理制度への移行を意図されているのでしょうか。それには強く異議を唱えるものです。	公共施設の利用にあたっては、サービスを利用する人と利用しない人とで必要性に偏りがあるため、利用者(受益者)には施設の運営及び維持管理に係る費用の一部を負担いただく必要があり、利用者(受益者)とそうでない人(税負担＝行政)がどの程度の割合で負担するのかを設定する必要があると考えます。 ただし、現在の表現ではご指摘のとおり誤解を招くような表現となりますので、本方針中の「サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、サービスを利用する方(受益者)に応分の負担を求め、受益者と行政がどの程度の割合で負担するのかを設定します。」を、「サービスを利用する方と利用しない方でサービスの必要性に偏りがあるため、こうした状況を利用者(受益者)負担に反映させ、受益者とそうでない人(税金負担＝行政)がどの程度で負担するのかを設定します。」と表現を改めます。 ここで、子育て支援や障がい福祉、介護のように社会保障に関わる部分については、相当程度の行政の関与が必要になると考えられ、さらに、利用者の所得状況などによって段階を細分化した対応が必要になると考えられます。このような場合は、4分割といった区分では利用者の状況に応じた細かな対応ができないため、本方針の受益者負担の考え方は、公共施設の使用料や各種証明書発行などの手数料に限定することとし、子育て支援や障がい福祉、介護などの社会保障などに係るサービスについては個別の基準での運用を可能とします。方針では、方針が対象とする使用料及び手数料を追記します。
25	P3 (受益者負担割合の設定)	算定方法の明確化はごもっともだと思います。 使用料原価の算出方法も理解できます。 3・4頁あたりで、受益者負担割合の設定も必要ではあると思いますが、受益者負担割合100%という分類があるのに驚きました。 私は年金生活者ですが、ボケないために体や頭を動かし、たくさんの人たちと交流することで精神的な安定や安らぎを得ております。 コロナ禍を被る以前は文化の家、福祉の家、交流プラザなどを度々利用していましたが、激変緩和措置をしない場合の50%、100%の受益者負担の金額は一体幾らになるのですか。この先施設の老朽化対策費は加算されていくので、その分も上乗せされていくし、5年毎の見直し毎にどんどん使用料が増えていくのに間違いはないということでは、方針案に賛成できません。 「誰もが安全で安心して使用できる公共施設等を目指します」との基本方針に大賛成です。 「民間にもあるサービス」であったとしても、公共施設は使用料が民間に比べて安いことで大いに市民生活に役立っています。 年寄りが少しでも長く自立した生活をおくるため、健康で安気に過ごせるように、近隣自治体の中で一番低い使用料を目指して暮らしやすい長久手市にしてほしいと願います。	受益者負担割合100%とありますが、これは、公共施設の維持管理費の全てを使用料で回収しようとするものではありません。今回の見直しの方針においては、使用料算定の基礎額は、公共施設の全ての維持管理費を使用する面積や時間に応じて按分した額として実費相当分と考えられる額となっています。これに受益者負担割合乗じて使用料を算出しますので、施設の利用率を100%としても経費の回収率は公共施設全体でも維持管理費に対して55%程度となり、実施に全ての維持管理費を使用料で回収する見込みではありません。 なお、今後、見直しの回数を重ねると、施設によっては使用料が上がり続ける場合も想定されますが、今後の見直しについては、今回の引き上げによる利用率への影響や、近隣自治体の状況を加味しながら検討していくこととします。
26	—	毎週火曜日(杵ヶ池体育館柔剣道場)と金曜日(長久手市立長久手中学校武道場)を使用して、定例的に稽古会を行っています。年間45～50回を使用しています。(杵ヶ池体育館柔剣道場)また、年1回小学生から中学生(個人戦)、外部者との対抗戦を行っています。(令和元年まで300人～500人参加、アリーナで行っている)定期(例)的に使用する者に対して、割引的な対応策を検討願いたい。	今回の見直しの方針は、施設の運営及び維持管理に係る経費について、使用する面積や時間に応じた費用を使用料として利用者に負担いただくもので、減免の基準を見直すなど、原則に基づいた運用を行うことで、使用料及び手数料の見直しの主旨である一定の基準に基づく受益者負担の設定といった目的が達成されと考えます。よって、新たな減免を設けることは、税金負担の増加を招き、今回の見直しの目的が達せられなくなるため、行いません。
27	P6 (市外利用者の料金の設定)	市外の人間が使う時、使用料2～3倍にして収入増して。他の市ではやっている。現状、長久手市民予約しにくい。	近隣市町の取り扱いも、市外料金の設定のない場合、一部の施設で設定している場合、尾張東地区の自治体のみ市外料金の対象外とする場合、予約のみ市内利用を優先する場合と、対応が異なります。本市では、市民の方でも市外の施設を利用できる点や、施設の有効活用、利用促進の観点から、市外料金の設定は行わないこととします。

28	—	日、祝日の17時で終わるのを21時までやって。	ご指摘内容は、今後の公共施設の利便性の向上といった点で利用の増加につながる取り組みですが、本方針案の内容ではないため、今後の施設利用を検討する際の参考とします。
29	—	割増価格で、早朝や月曜日に使えるように。	ご指摘内容は、今後の公共施設の利便性の向上といった点で利用の増加につながる取り組みですが、本方針案の内容ではないため、今後の施設利用を検討する際の参考とします。
30	—	学生が使う時は安く。学割。多治見市のように。	本市においては、文化の家において学生減免の運用を行っており、体育施設では市内の小中学生で構成される団体の減免、和弓場では個人利用の大学生以下の利用の個別料金設定と、市の施策の推進の観点から、学生に対する使用料の減額措置を行っています。こうした減免については、今回の使用料及び手数料の見直しの趣旨である一定の基準に基づく受益者負担の設定といった原則を歪めてしまう可能性があります。既に実施しているものについては、所期の目的を勘案し継続することとします。
31	—	良い設備でもなく、古いのに、現在でも高い使用料だと感じる。	公共施設の老朽化に伴う改修の実施については、長久手市公共施設個別施設計画に基づき、順次改修工事を実施していく予定であり、施設によっては改修工事の実施時期が遅くなりますが、市の財政状況も勘案し、計画的に実施していくこととします。 また、使用料についても、施設の運営及び維持管理に係る経費について、使用する面積や時間に応じた費用を使用料として利用者に負担いただくものと整理し見直しを行っていくこととします。
32	—	豊田市のような当日支払いの申し込みにすれば、わざわざ前もって支払い、キャンセルで受付に行くことなければ人件費は下げるはず。	ご指摘内容は、今後の公共施設の維持管理費の削減といった点で維持管理費の減少につながる取り組みですが、本方針案の内容ではないため、今後の施設利用を検討する際の参考とします。